

第2次吉川市歯科口腔保健推進計画(案)

令和6年度～令和17年度

吉 川 市

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

- 1 計画策定の趣旨 P 1
- 2 計画の位置付け P 1
- 3 SDGsとの関連 P 2
- 4 計画の期間 P 2

第2章 吉川市の現状

- 1 人口 P 4
- 2 要介護（要支援）認定者数 P 4
- 3 障害者手帳所持者数 P 5
- 4 3歳児の歯の状況 P 5
- 5 12歳児の歯の状況 P 6
- 6 「にこにこ歯みがき教室」の参加乳児数 P 6
- 7 集団健診における歯周病検診の受診者数 P 7
- 8 「8024よい歯のコンクール」受賞者数 P 7
- 9 第1次計画の評価 P 8

第3章 基本方針と取り組み

- 1 基本方針 P 9
- 2 ライフステージ等に応じた取り組み
 - (1) 妊娠期 P 9
 - (2) 未就学・就学期 P 10
 - (3) 成人期 P 12
 - (4) 高齢期 P 13
 - (5) 要介護者・障がい者(児) P 14
- 3 目標の設定 P 15
- 4 計画の推進 P 16

資料

- 1 吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例 P 17
- 2 吉川市歯科口腔保健推進協議会委員名簿 P 19

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

高齢化が進展する中、誰もがより長く、元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっています。

口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしており、口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与することや全身の健康との関連性について指摘されていることを踏まえると、日常生活における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持は不可欠です。

我が国では、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関し、平成23年10月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、埼玉県では「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」を施行し、平成24年度に「埼玉県歯科口腔保健推進計画」を策定しました。

当市においても平成25年3月に「吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例」を施行し、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、平成29年度から令和5年度を計画期間とする「吉川市歯科口腔保健推進計画」を策定し、歯科口腔保健の推進に取り組んできたところです。

この度、計画の期間が終了するにあたり、地域の実情に即した歯科口腔保健に関する取り組みを継続し、市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康な生活を送ることを目的として、第2次吉川市歯科口腔保健推進計画を策定します。

2 計画の位置付け


計画は、当市の最上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」や「第3次吉川市健康増進計画」の実現を図るための分野別計画と位置付けており、「吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づき、当市における歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき国が定める「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）や、「埼玉県歯科口腔保健推進計画」との整合を図るものとします。

3 SDGsとの関連

持続可能な開発目標SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年の国連サミットで採択され、2030年までに持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓うものとなっています。

本計画では、SDGsの視点を考慮しながら、歯科口腔保健の推進に取り組めます。

	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
---	--------------	-----------------------------------

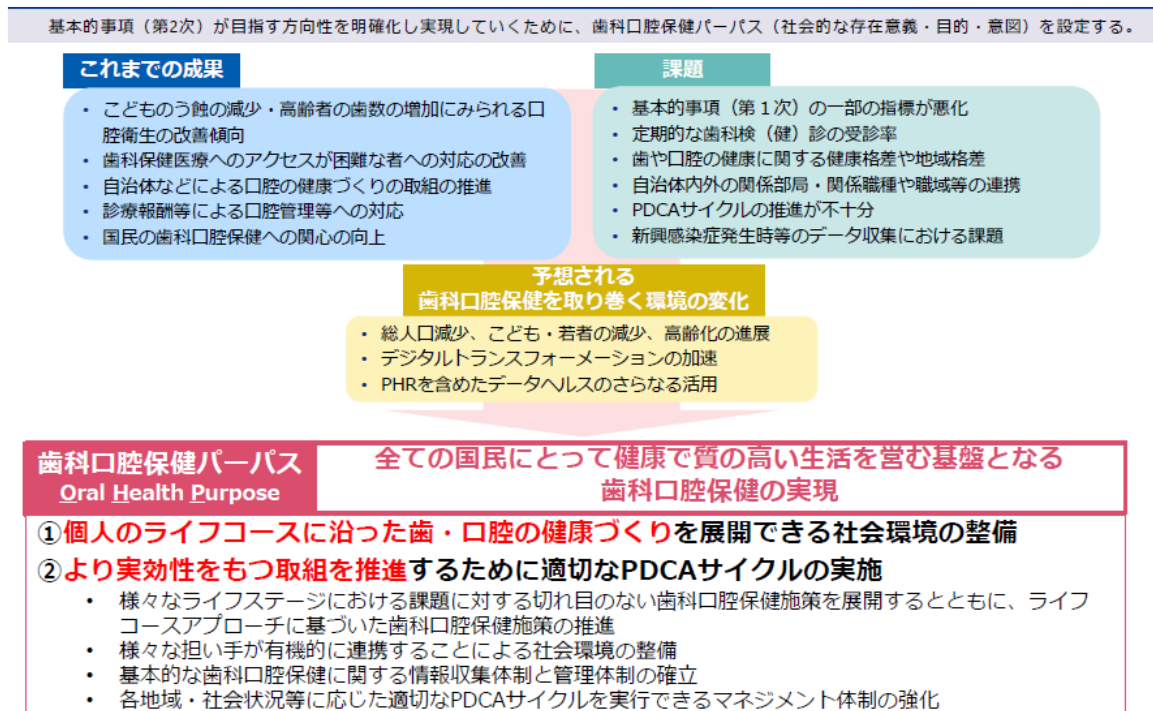
4 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

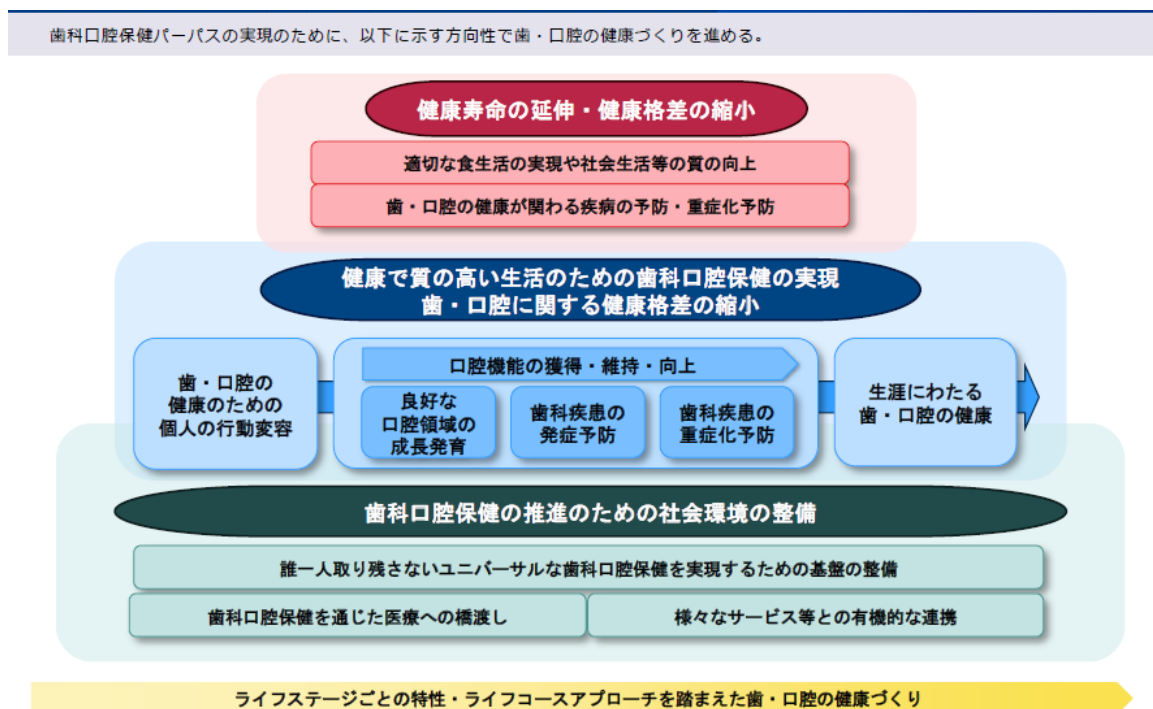
なお、計画の進捗や社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合には随時、見直しを行います。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第6次吉川市総合振興計画	→													
第3次吉川市健康増進計画			→											
歯・口腔の健康づくりプラン(国)			→											
第2次吉川市歯科口腔保健推進計画			→											

【参考1】 歯科口腔保健パーパス（国作成資料）



【参考2】 歯科口腔保健の推進のためのグランドデザイン（国作成資料）



第2章 吉川市の現状

1 人口

当市の人口は、令和4年度にそれまでの増加傾向から減少に転じています。年齢別では、若年者が減少、高齢者が増加しており、この傾向は今後も続いていくものと思われます。

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5-R4
0～6歳	4,800	4,740	4,596	4,473	4,270	4,028	△242
7～18歳	9,071	9,031	8,989	8,919	8,904	8,830	△74
19～64歳	42,051	42,237	42,256	42,392	42,303	42,369	66
65歳以上	16,528	16,869	17,173	17,433	17,566	17,645	79
合計	72,450	72,877	73,014	73,217	73,043	72,872	△171

※吉川市人口統計（各年度4月1日現在）

2 要介護（要支援）認定者数

要介護（要支援）認定者数は、高齢者の増加に伴い増加している状況です。平成29年度から令和4年度までの5年間で要介護（要支援）認定者数は3割以上の増加となっています。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
要支援1	270	300	299	287	297	291	△6
要支援2	217	243	264	271	306	332	26
要介護1	484	551	602	660	707	714	7
要介護2	331	325	333	381	414	421	7
要介護3	261	254	280	323	321	321	0
要介護4	242	255	233	263	293	306	13
要介護5	201	208	236	222	226	248	22
要介護・要支援合計	2,006	2,136	2,247	2,407	2,564	2,633	69

※各年度3月31日現在

3 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は減少傾向にありますが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳の増加の伸びが著しくなっています。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
身体障害者手帳	1,736	1,725	1,727	1,733	1,718	1,708	△10
療育手帳	457	472	505	522	549	569	20
精神障害者保健福祉手帳	444	509	567	617	675	735	60

※各年度3月31日現在

4 3歳児の歯の状況

(1) 3歳児でむし歯のない者の割合

3歳児でむし歯のない者の割合は、年度により増減はあるものの、埼玉県平均よりも良い状況です。

(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
吉川市	89.0	87.5	90.0	95.0	92.2	△2.8
埼玉県平均	86.6	87.8	89.1	89.5	91.2	1.7

※埼玉県市町村別歯科保健データ

(2) 3歳児の一人平均むし歯数

3歳児の一人平均むし歯数は、平成30年度に増加したものの、その後は減少傾向にあり、直近2年は県平均を下回っています。

(単位：本)

	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
吉川市	0.36	0.45	0.36	0.29	0.19	△0.10
埼玉県平均	0.45	0.41	0.36	0.34	0.27	△0.07

※埼玉県市町村別歯科保健データ

5 12歳児の歯の状況

(1) 12歳児でむし歯のない者の割合

12歳児でむし歯のない者の割合は、平成29年度を除き、埼玉県平均とほぼ同水準にあります。

(単位：%)

	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
吉川市	79.76	75.11	75.8	75.4	79.1	3.7
埼玉県平均	71.68	73.62	74.2	76.7	78.2	1.5

※さいたま市教育委員会学校教育部健康教育課(H29, 30)、埼玉県市町村別歯科保健データ(R1～)

(2) 12歳児の一人平均むし歯数

12歳児の一人平均むし歯数は、年度により数字にばらつきはありますが、いずれの年度も埼玉県平均を下回っています。

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R3-R2
吉川市	0.31	0.41	0.29	0.46	0.29	△0.17
埼玉県平均	0.64	0.59	0.57	0.55	0.50	△0.05

※埼玉県市町村別歯科保健データ

6 「にこにこ歯みがき教室」の参加乳児数

年6回、歯の生え始めの乳児を対象に保健センターで実施している「にこにこ歯みがき教室」への参加乳児数は、減少傾向となっています。

(単位：人)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
143	107	88	0	24	46	22

※令和元年度末～2年度はコロナ禍により実施していない。

※令和3年度からは開催内容を一部見直して実施。

7 集団健診における歯周病検診の受診者数

集団健診会場で実施している歯周病検診の受診者数は、横ばいの状況でしたが、コロナ禍により一時事業を中止し、令和5年度から再開しています。

(単位：人)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
261	301	289	124	0	0	0

※令和3～4年度はコロナ禍により実施していない。

8 「8024よい歯のコンクール」受賞者数

健康な歯を持つ高齢者を表彰する「8024よい歯のコンクール」の受賞者は、やや増加傾向にあります。高齢化の進展とあわせ、この傾向は今後も続いていくものと思われます。

(単位：人)

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4-R3
28	25	27	18	42	36	△6

9 第1次計画の評価

吉川市歯科口腔保健推進計画（第1次）における目標の達成状況は下表のとおりです。

①、②及び⑤については目標を達成できましたが、③、④は事業内容を見直したり、中止したため目標値の達成には至りませんでした。

目標	現状値 (※1)	目標値 (R3)	実績値 (※2)	評価
① 3歳児でむし歯のない者の割合	82.2%	86.0%	92.2%	A
② 12歳児でむし歯のない者の割合	72.3%	70.0%	79.1%	A
③ 「にこにこ歯みがき教室」の参加乳児数	180人	190人	46人	E
④ 集団健診における歯周病検診の受診者数	272人	310人	0人	E
⑤ 「8024よい歯のコンクール」受賞者数	19人	25人	36人	A

(※1) 目標①～③は平成27年度実績、④～⑤は平成28年度実績。

(※2) 目標①～②は令和3年度実績、④～⑤は令和4年度実績。

評価	項目数
A 目標値に達した	3
B 目標値に達していないが改善傾向	0
C 変わらない	0
D 悪化している	0
E 評価困難	2

第3章 基本方針と取り組み

1 基本方針

ライフステージ等に応じた生涯にわたる歯科口腔保健への取り組み
～ 歯科口腔の健康維持で幸福実感を ～

歯や口腔の健康は、毎日の食事や会話の基礎となるとともに、生活習慣病をはじめとする疾病の予防にも深い関わりを持ちます。

生涯にわたり心身ともに健康で笑顔あふれる生活を送るためには、ライフステージや障がいの有無などに関わらず、その特性を踏まえながら、歯科口腔の健康維持に継続して取り組むことが重要です。

2 ライフステージ等に応じた取り組み

(1) 妊娠期

妊産婦は、生活習慣や生理的な変化により、むし歯や歯周病等の歯科疾患にかかるリスクが高まります。また、乳幼児の歯や口腔に関する正しい知識を得ておくことも重要です。

【具体的な取り組み】

母子健康手帳交付時の啓発

母子健康手帳を交付する際、妊娠期における歯科口腔保健の重要性について啓発します。また、リスクが高いと思われる方に指導を行い、妊娠期や乳児の歯科口腔の健康管理を促します。

◆参考◆妊娠届出数

H29	H30	R1	R2	R3	R4
628人	604人	609人	554人	493人	486人

パパママ学級での講義の実施

妊婦やパートナーを対象に2回コースで年6回実施している「パパママ学級」において、妊娠期や乳幼児の歯科口腔保健に関する講義を実施し、正しい知識の普及に努めます。

◆参考◆パパママ学級参加者数

H29	H30	R1	R2	R3	R4
97人	123人	174人	125人	137人	141人

無料妊婦歯科検診の啓発

吉川歯科医師会が実施している無料妊婦歯科検診は妊娠期だけでなく、乳幼児期の歯科口腔の健康維持にも大きな役割を果たしていることから、妊婦に対する事業の周知に努め、受診者の増加を図ります。

【みんなでできること】

◆生まれてくる赤ちゃんのため、歯科検診を受診したり、事業へ参加したりして、むし歯を予防します。

(2) 未就学・就学期

幼少期のむし歯は生涯の健康な歯の維持に関係があり、永久歯の健全な発育にも影響を及ぼすため、幼少期からのむし歯予防が重要です。

学齢期においてもむし歯予防の取り組みは重要であり、小学校高学年からは、むし歯の予防に加えて歯周病の予防についても理解を促していくことが大切です。また、あわせてこの時期に、基本的な生活習慣を確立させていく必要があります。

【具体的な取り組み】

にこにこ歯みがき教室の実施

歯科医師により、歯の生え始めの乳児の歯みがき指導を実施します。乳児相談や乳児健診の際に案内をするなど、事業の周知に努めます。

保育所、幼稚園、学校における取り組み

保育所、幼稚園、小学校において歯みがき指導をはじめとする歯科口腔ケアの取り組みを進め、小学校高学年以降においては、歯周病予防についての啓発も推進します。

また、中学生についても歯みがきなどの歯科口腔ケアの習慣が継続されるよう啓発に努めます。

むし歯予防のためのフッ化物局所応用の啓発

フッ化物の局所応用（歯みがき剤、塗布、洗口）の情報について、1歳8か月児健診、3歳4か月児健診で保護者にリーフレットを配布するなどし、広く周知を図ります。

また、かかりつけ医による定期的なフッ化物塗布を推進します。

子どもの歯科検診とブラッシング指導の実施

乳幼児健診（年4回）において歯科検診を実施するとともに、保護者へのブラッシング指導を行います。

保護者への啓発活動

歯科口腔ケアの重要性を啓発し、保護者がむし歯予防の知識を身に付けることにより、歯みがき習慣や適切な食習慣など、家庭における子どもの歯科口腔ケアの促進を図ります。

リスクの高い子どもの把握と指導

乳幼児健診や家庭訪問等の際に、特に歯科口腔の健康リスクが高いと思われる子どもについては、保護者にむし歯予防に関する知識の周知を図るなど、子どもの早期のむし歯予防に努めます。

【みんなのできること】

- ◆歯が生える前から口の中や歯茎をさわったりして、歯みがきに慣れる準備をします。
- ◆歯が生えたら、歯みがき剤を使います。
- ◆正しい歯のみがき方を学び、歯みがきの習慣を身に付けます。
- ◆かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受診します。

(3) 成人期

仕事などで忙しく、歯科疾患の治療を後回しにしがちな年代ですが、成人期は歯の喪失原因である歯周病が増加していく時期です。

歯周病は全身疾患に影響を及ぼすとも言われており、日頃の歯周病予防への取り組みが大切です。

【具体的な取り組み】

集団健診における歯科検診の実施

集団健診において歯科検診やブラッシング指導を実施し、むし歯や歯周病の予防を図るとともに、口腔内の疾病の早期発見・早期治療を促します。

かかりつけ歯科医師による定期検診の啓発

かかりつけの歯科医師をもち、定期的に検診を受けることは歯科口腔の健康の維持に効果的です。かかりつけ歯科医師での定期検診受診の重要性を啓発します。

各種啓発の充実

「広報よしかわ」への歯科医師による啓発記事の掲載など、歯科口腔に関する知識の普及を図ります。

また、喫煙等の生活習慣が歯科口腔及び全身に与える影響についても周知を図ります。

【みんなのできること】

- ◆歯みがきに加え、適度な舌みがきを行います。
- ◆かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受診します。
- ◆歯周病予防のため、自分にあった正しい歯みがきの方法を学びます。
- ◆歯みがきの時は、歯間ブラシ等の補助清掃用具も使います。

(4) 高齢期

加齢とともに、むし歯や歯周病により歯を失うリスクが高まります。また、かむ力が低下し、唾液も減少することから、口腔機能が低下し、誤嚥も起こりやすくなります。歯と口腔の健康は全身の健康維持にも関係するため、高齢期においても引き続き取り組みが必要です。

【具体的な取り組み】

「8024よい歯のコンクール」の実施

「8024よい歯のコンクール」を実施し、自分の歯を多く維持している方を表彰し、高齢者の歯科口腔保健に対する意識の高揚を図ります。

健康長寿歯科健診の実施（埼玉県後期高齢者医療広域連合）

75歳と80歳の方を対象に埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する歯科健診を周知し、受診者の増加を図ります。

◆参考◆健康長寿歯科健診受診者数

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
対象者数	801人	806人	849人	1,325人	1,233人	1,557人
受診者数	55人	70人	91人	101人	105人	169人
受診率	6.9%	8.7%	10.7%	7.6%	8.5%	10.9%

歯科口腔機能維持の重要性の啓発

口腔内の健康が誤嚥性肺炎や認知症の予防等につながるとともに、生活能力の維持にも重要であることを啓発します。

かかりつけ歯科医師による定期検診の啓発

高齢期に至っても定期検診の受診を継続するよう、定期検診を継続する重要性について啓発します。

【みんなのできること】

- ◆口腔機能維持のため、口腔体操を行います。
- ◆歯みがきに加え、適度な舌みがきを行います。
- ◆かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受診します。
- ◆歯みがきの時は、歯間ブラシ等の補助清掃用具も使います。

(5) 要介護者・障がい者(児)

定期的に歯科検診や歯科医療等を受けることが困難な要介護者や障がい者等に対しては、歯科口腔保健の維持に一層の配慮が必要です。

【具体的な取り組み】

相談窓口等の周知・案内

市が発行する「障がい福祉サービスガイド」に埼玉県が実施している「在宅歯科医療推進窓口」や「障害者歯科相談医」を掲載するなど、歯科保健や訪問診療に関する情報の周知を図り、受診しやすい環境整備に努めます。

福祉施設における口腔ケアの推奨

各施設における啓発活動を促進し、施設での歯科検診や口腔ケアの実施の促進を図ります。

セルフケアの啓発

口腔ケアの重要性とその方法について周知を図り、家族や介護者による在宅での口腔ケアの取り組みを推進します。

【みんなのできること】

- ◆口腔機能維持のため、口腔体操を行います。
- ◆歯みがきに加え、適度な舌みがきを行います。
- ◆かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科検診を受診します。
- ◆歯みがきの時は、歯間ブラシ等の補助清掃用具も使います。

3 目標の設定

第1次計画に定めた目標の達成状況や第2次計画における取り組み等を踏まえ、下記のとおり目標を設定します。

【目標1】 3歳児でむし歯のない者の割合

実績値	目標値	【参考】国目標値
R3年度	R14年度	R14年度
92.2%	95%	95%

【目標2】 3歳児の一人平均むし歯数

実績値	目標値
R3年度	R14年度
0.19本	0.12本

【目標3】 12歳児でむし歯のない者の割合

実績値	目標値	【参考】国目標値
R3年度	R14年度	R14年度
79.1%	95%	95%

【目標4】 12歳児の一人平均むし歯数

実績値	目標値
R3年度	R14年度
0.29本	0.07本

【目標5】 「にこにこ歯みがき教室」の参加乳児数

実績値	目標値
R4年度	R15年度
46人	100人

【目標6】 集団健診における歯周病検診の受診者数

実績値	目標値
R4年度	R15年度
0人	300人

【目標7】「8024よい歯のコンクール」受賞者数

実績値	目標値
R4 年度	R15 年度
36 人	100 人

4 計画の推進

歯科医師、歯科衛生士、関係機関等により構成する吉川市歯科口腔保健推進協議会において、毎年度、計画の進捗を評価し、計画の継続的な推進に取り組めます。

資料

1 吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例

吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成 25 年 3 月 26 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）の規定に基づき市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を日常的に自ら積極的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり地域において良質かつ適切な歯科口腔保健及び歯科医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第 4 条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らが歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活における口腔清掃（歯及び口腔内に付着した汚れを取り除くことをいう。）及び定期的な歯科に係る検診に心掛け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する事項（平成24年厚生労働省告示第438号）に定める基本的な施策及び8024運動（80歳になっても自分の歯を24本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）等を研究検討し、計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 吉川市歯科口腔保健推進協議会委員名簿

歯科医師	吉川歯科医師会	伊達 敬規	会長
	吉川歯科医師会	戸張 英男	副会長
歯科衛生士	公益社団法人埼玉県歯科衛生士会	鈴木 薫	
市民の健康増進に寄与する団体からの推薦者	吉川市食生活を考える会	岩本 洋子	
市の職員	こども福祉部障がい福祉課長	程田 浩司	
	健康長寿部長寿支援課長	山口 剛介	
	健康長寿部国保年金課長	石田 和親	
	教育部副部長兼学校教育課長	小林 和雄	